

「日光だいや川公園サポートボランティア」活動規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本規約は、日光だいや川公園（以下「本公園」という。）において、環境美化活動を通し、本公園の魅力や活動の可能性を発見・創造し、それらを多くの人々に伝えることにより、公園への愛着心と環境美化意識の高揚を図るとともに、その活動を推進することを目的とする。

(活動方針)

第2条 本活動は栃木県の定める「愛パークとちぎ」実施要領に沿って行う。

※別紙参照

第2章 活動内容

(活動内容)

第3条 本会の活動内容は次の各号に掲げる活動を行う。

- 一 花植え等緑化啓発に関する活動
- 二 清掃、草刈り等環境美化に関する活動
- 三 園内イベントに関する活動のサポート

その他、ボランティア活動の運営全般に関すること。

○ 本会の活動にあたっては本規約を遵守し、公園のボランティアとして相応しい服装、言動、行動に十分配慮する。

(活動エリア)

第4条 本会の活動エリアは、本公園内を原則とする。

(活動日)

第5条 本会の活動は、予め定めた活動計画に基づき実施することとする。

○ 活動計画に定められた日以外の日でも、第3条に基づく活動は随時実施できることとする。

第3章 運営体制

(連絡調整)

第6条 運営においては、管理事務所が連絡調整を行い、活動の円滑化を図ることとする。

第4章 貸与物品

(支給・貸与物品)

第7条 活動に必要な備品（作業道具等）及び諸材料について、当園及び県が必要に応じて支給または貸与する。

第7章 報酬・賠償等の取扱い

(報酬)

第8条 ボランティアへの報酬及び交通費は支給しない。

(賠償)

第9条 ボランティアは、ボランティア活動中の事故等による損害について、管理事務所に賠償を求めることは原則できない。ただし、管理事務所の責に帰すべき理由があるときはこの限りではない。

(ボランティア保険)

第10条 ボランティア活動において、傷害保険に加入する。なお、加入費用に関しては県が支援を行う。

※損保ジャパン日本興和株式会社 「普通傷害保険」に加入する。

第8章 退会

(退会)

第11条 本会を退会しようとするボランティアは、事前に管理事務所に申し出をする。

○ 規約違反や不適切な行動と認められる行動があり、退会することが必要と管理事務所が判断したボランティアは、退会するものとする。

第9章 その他

(個人情報の取扱い)

第12条 ボランティアの個人情報(名前、住所、連絡先)は、個人情報保護法及び当公園個人情報保護方針に則り適切に管理する。個人情報は、ボランティアの活動に関する連絡のためにのみに用い、その他の用途には使用しない。

付則

この規約は、令和2年4月1日より施行する。